

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 鹿屋市障害者福祉施設整備助成事業の項を削り、同表鹿屋市認可外保育施設
の衛生・安全対策事業の項中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を
加える。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。